

# 狂犬病予防注射業務における事故防止の為の心得と 事故時の対処法について

平成 10 年 7 月 6 日 設定

平成 27 年 7 月 29 日一部改訂

## I 狂犬病注射時の飼い主への説明

### 1. はじめに

狂犬病予防注射後の副反応などにより体調を崩す場合があるが、問診が不十分であったり、注射後の注意喚起について伝えていなかった場合には、トラブルに発展する恐れがある。(注1)

また、狂犬病ワクチンは少なからずアナフィラキシーや一時的な体調の変化などを起こす可能性があり、一旦事故が発生した場合には迅速かつ的確、かつ組織的に対処する必要があるため、平常時より対処について検討しておくことが重要である。ここでは注射前のインフォームドコンセントについての注意事項について述べる。

### 2. 注射前の確認事項

狂犬病のワクチン接種後にはアナフィラキシーなどが発生したり体調を崩す場合もあり、その可能性についてあらかじめ飼い主への説明をする。

また、問診表に記載された健康状態に関する情報を確認し、問題があれば飼い主に問診をして予防注射が可能であるか判断する。

### 3. 予診

飼い主に問診票を記載してもらうか、記載のない場合には直接問診を行い、体調を確認する。

#### [問診表：参考例]

- ①現在、愛犬に体調の悪いところがありますか。
- ②現在、何か治療をうけていますか。
- ③今まで狂犬病予防注射で、体調が悪くなりましたか。
- ④現在、妊娠中または哺乳中ですか。

#### [ワクチン相互の間隔]

狂犬病ワクチンは不活化ワクチンで、他のワクチンとの間隔をあける必要があることも知っておく必要がある。

- ①本注射前に生ワクチンを注射している場合は、1ヶ月以上あける。
- ②本注射前に不活化ワクチンを注射している場合は、1週間以上あける。
- ③本注射後に他のワクチンを注射する場合は、1週間以上あける。

#### [副反応の注意喚起]

獣医師は注射実施前に下記の注射後の注意事項をあらかじめ説明する。

- ①注射後直後のアナフィラキシーショックや蕁麻疹や顔の腫れ、嘔吐や下痢などは注射後6時間以内に認められる事が多いが、24時間はともに過ごし体調を観察するように

すること。

②注射後2～3日は激しい運動やシャンプーなどを避けること。

③体調を崩した場合には実施者もしくは狂犬病実施班（院内注射であれば動物病院）に連絡をとること。

注意事項のすべてを現場で伝える事は難しい場合には、獣医師会作成の注意パンフレットを渡し飼い主に読んでもらうようにしたり、注意事項などを記した掲示版等を会場に設置して注意を促すようにしてもよい。

### 【注射猶予】

注射の可否判断が難しい場合は、北海道獣医師会発行の猶予証明書を交付し、集合注射の場合には動物病院にて改めて獣医師に可否の判断を仰ぐよう指導する。

一般に狂犬病予防注射が猶予される事例

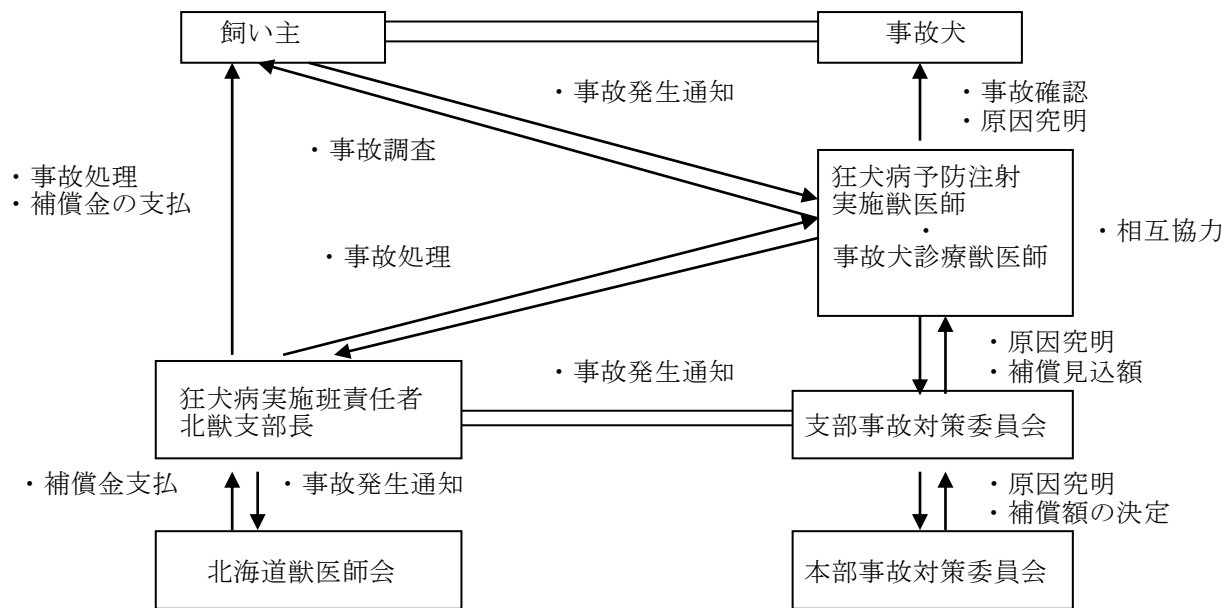
- ・心不全、腎不全、その他の重篤な疾患に罹っている可能性がある。
- ・以前に、ワクチン注射によりアナフィラキシーを呈した。
- ・明らかな発熱、または、感染症に罹っている疑いがある。
- ・痙攣の既往歴があり、現在もその状態が続いている。
- ・妊娠中の犬で、時期的に母体への影響が考えられる。
- ・強度の興奮状態にある。
- ・咬傷事故を起こし、鑑定期間中である。

### 4. 注射の実施

獣医師は前述の注意事項をあらかじめ説明した後、狂犬病予防注射を皮下に1ml注射する。臀部などに注射する場合には神経や大血管などを避けるようにする。

注1：以前にアナフィラキシーが起こる可能性を伝えずに狂犬病ワクチンを注射し、注射後5時間患犬を放置したために帰宅後アナフィラキシーを起こして死亡していたという事例があり、この場合、狂犬病予防注射を行った獣医師の告知義務違反が問われたという事例が道内であった。

## II 狂犬病予防注射業務に係わる事故処理のフローチャート



## III 事故発生を想定した狂犬病予防業務の心得

1. 狂犬病予防注射実施にあたり、北獣の各支部は予め会員の不慮の事故、疾病などの場合の交代獣医師の確保や集合注射時の犬の事故および飼い主や第3者の人身事故など不測の事態にそなえた連絡網を確立しておく。
2. 集合注射時の事故の発生は、突然起こり、その対応に獣医師は翻弄されがちである。獣医師2名で注射業務を行っている場合は、1名が事故に対処することとし、事故犬の飼い主を別な場所に移し、他の飼い主の動揺を最小限に抑える努力をする。獣医師1名で業務を行っている場合は、早急に予め決められた連絡網を通じ、他に獣医師の応援を求める。
3. 犬の飼い主は、予防注射後に犬の異常を発見した場合には、ともすると異常のすべてが予防注射に起因するものと判断しがちである。従って、獣医師は注意深くりん告を受け、所見などから冷静な判断をするよう心がけ、言葉を選びながら飼い主と対応する必要がある。
4. 事故の処理にあたり、軽々しく原因についての言及は避けるのは当然であるが、事故犬の症状が詳細な臨床検査を待たずとも明らかな症状、例えば既存疾患の憎悪、潜在疾患の顕在化を示すものなどは、その状態を飼い主に理解させることが重要である。明らかに接種後の副反応と判断されるものについては注意深い思慮が必要であるが、その時点で飼い主に告げる方が、その後の飼い主との意志の疎通を図る意味では良い結果をもたらす場合もある。
5. また、予防注射をした時から相当の日時が経たものは「予防注射実施のためのガイドライン」にあるよう「予防注射の副作用は24時間以内である」といわれており、予防接種との因果関係はないことを飼い主に理解させることが大切である。永年の狂犬病予防注射の経験から獣医師間で言い交わされている「アナフィラキシー発現5分以内説」も重要な判断指針となろう。

6. 事故犬の処理にあたっては、毅然としたなかにも人間的な温かい誠意ある対応が最も重要であることは論を俟たない。

#### IV 事故発生時の業務展開と文書作成上の注意

##### 1. 診療簿の作成

事故の発生した現場で行った処置について、すみやかに診療簿にデータを記載する。生化学検査用血液の採取、体温、呼吸数、脈拍など初期のルーチンなデータが意外に重要なものであり、事故犬の診療に携わった他の獣医師に協力を求め、データの提示を願う。当然、X線フィルム、超音波像の添付も必要。

##### 2. 事故発生報告書の作成

事故発生報告は、事故の発生後すみやかに事故の発生状況を北海道獣医師会（支部）に通知し、改めて事故の発生状況から、その後の経過、事故犬の評価に至る一連の顛末書的なものを事故発生報告書として作成提出する。

##### 3. 診断書の作成

診断書は可及的に作成する必要はなく、ある程度めどをついた時点で行う。その中には、大まかな、狂犬病予防注射との因果関係についての意見も述べるべきである。事故当事者以外の、診療に携わった獣医師の診断書も必要である。

##### 4. 解剖承諾書

原因究明のためには解剖は重要である。しかし、あくまでも犬の所有者の意志を尊重すべきものであり、強制的な形となってはならない。また、解剖は必ずしも原因究明に至るものではない事、時間のかかる事、遺体の返還は出来ない事が多いなど犬の所有者に了解を求めた上で、解剖承諾書の提出を求める。

##### 5. 剖検記録簿

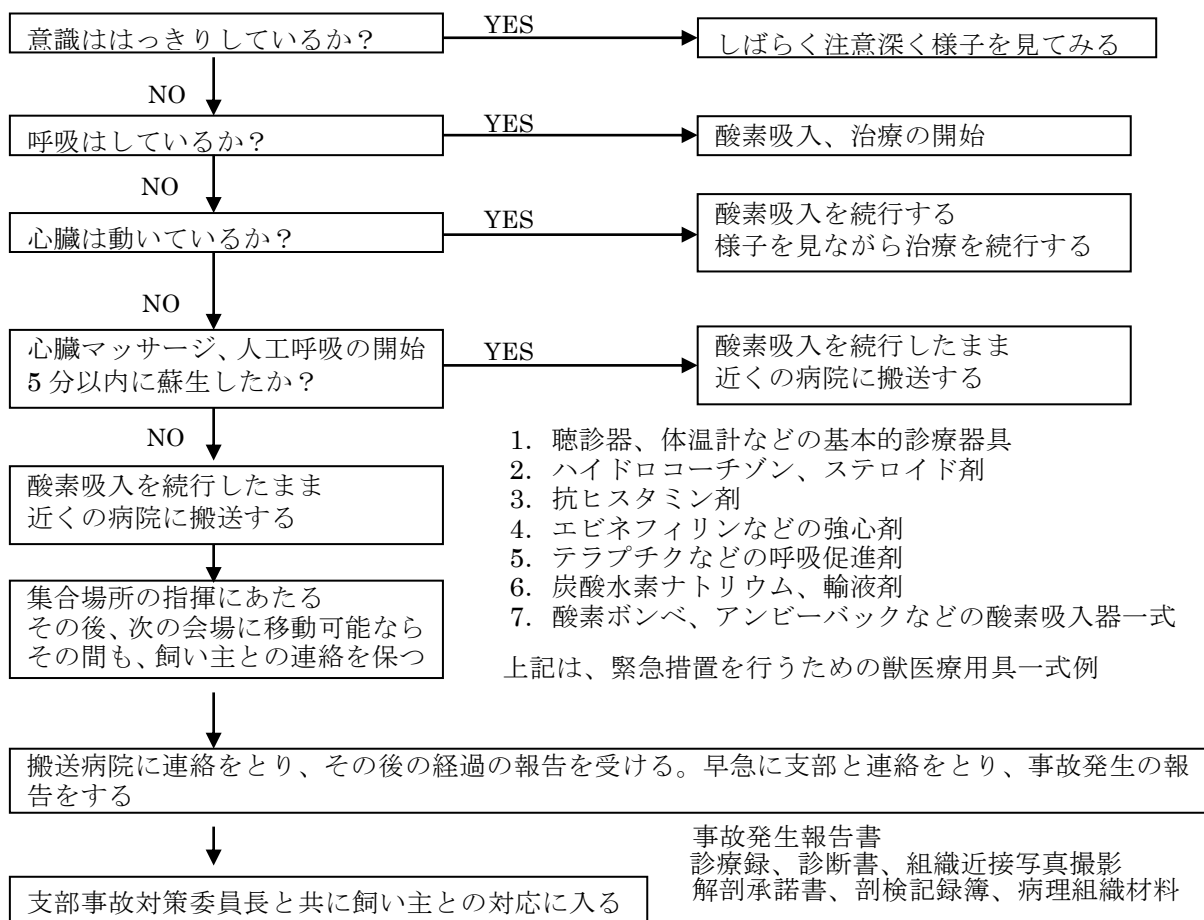
事故対策委員会が必要と認め、犬の所有者が解剖承諾書に同意した場合は、解剖を行う。解剖を行う獣医師は、支部事故対策委員長と協議の上動物病院または、動物管理センターなどの施設を利用し、術式に沿って執刀する。

この場合、事故対策委員長は、当該施設の施設長に協力を要請する。剖検所見は「剖検記録簿」に詳細に記録する。必要ならば臓組織の近接写真撮影を含め、できるだけ詳細な解剖記録を行う。

##### 6. 病理検索のための組織材料採取

病理組織学的検査に供するために採取した臓器は10%ホルマリン液で固定し、固定瓶には、採取年月日、「狂犬病予防注射事故発生報告書」の写し、その他X線写真、超音波像、「診療簿」の写しなど、参考になる資料を添付し、検査機関へ提出する。

## V 狂犬病予防注射事故発生時における緊急対応処置例



## VI 狂犬病予防注射事故発生報告書

(省略—事故対策要領参照)

## VII 解剖承諾書

### 愛犬の解剖について

北海道獣医師会は、北海道、各市町村の協力のもと、事故の防止を第一に心掛けて、狂犬病予防注射事業の推進に努めているところですが、このたび、あなたの愛犬が、注射実施後に異常をきたし、死亡致しましたことは、まことに残念でなりません。

あなたの愛犬の死因が直接予防注射によるものかどうか、原因究明の一助として解剖に付し、原因を解明したいと考えます。

ご愛犬をなくしたあなたの心中、如何ばかりかとお察し申し上げますが、ご了承頂きますようお願い致します。

なお、解剖については、北海道大学など客観的かつ正確に診断を下せる機関に依頼することになります。

また、ご遺体の解剖後は火葬に付されますが、ご遺体の返還はできませんので併せてご了承願います。

また、遺骨の返還につきましても、あなたのご意向に沿い処理させていただきます。上記をお読みいただき、署名、捺印をお願いします。

私の愛犬 \_\_\_\_\_ の解剖に \_\_\_\_\_ 同意します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

公益社団法人北海道獣医師会長 殿

住 所  
氏 名

印

電話番号